

大和市告示第193号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年11月1日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該年度においてこれらの規定により利用の調整が整ったことを書面で通知された」を「過去に当該支給認定こどもに係る保育の利用が認められたにもかかわらず当該利用を辞退した者であって、市長が別に定める」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。